

作業ノ研究方法及技術管理ノ実際

ところで、福岡県幹部機械工養成所の技術指導法の講義内容は、上記東京府の例と比べ表現をやや異にしている。福岡県はこれを地方商工技師の本田鶴治に担当させており、その内容は次の通りであった³⁰⁾。

機械工養成論 本所設立ノ趣旨、技術ノ進歩ト能率増進及生産拡充ノ問題、機械工ノ短期養成問題、熟練工ニ就テ、見習制度ノ欠陥、機械工養成ノ形式、課程並目標、指導員ニ就テ、精神訓練ト基本実習並総合実習機械工養成ノ実際指導法 基本実習ノ指導及要領、工作機械に於ケル切削速度ニ就テ、作業計画、時間研究、動作研究、工場ニ於ケル職長ノ任務ト責任、工場危害防止ニ於ケル職長任務

これらの講義内容に見る通り、技術指導法は定型化されず、その内容は各養成所に委ねられていたのである。とは言え、両養成所とも、技術指導法を単に実技の指導方法に終らせず、当時の熟練工論争に関する項目や、科学的管理法に関する項目、更に職長の責務に関する項目を含めていたのである。

3. (官立) 機械工養成所における専門職的指導員の養成

専門職的指導員の養成に関する施設は、昭和13年4月に設立された(官立)機械工養成所(官制ニ勅令第163号)であった。この養成所設立の目的は、折からの熟練工不足に対応するために、機械工を養成すること、及び地方で機械工養成を担当する指導員の養成にあった。この養成所は、沿革的には昭和10年4月に失業対策の一環として設立された東京府機械工養成所に溯ることができる³¹⁾。即ち、東京府機械工養成所は後述の「機械工養成所規程」により、国に移管され、その名称も東京機械工養成所となるのである。この東京府機械工養成所・東京機械工養成所の運営は、清家

正に全面的に委ねられており、清家の影響は極めて強かった。その清家は、その頃、「私の所の養成所の修了生は非常時には夫々指導員たり得る様な訓練も多少は与へてある」³²⁾と述べていたのである。また、波多野貞夫も、清家らの東京府機械工養成所の実践をまとめた論文を紹介する時、「機械工の養成ト共ニ養成所……ニ於ケル指導者ノ養成ヲモ合理的ニ行ハネバナラナイ。……此養成所ノ修了者ニ更ニ6ヶ月ノ教育ヲ施セバ上述ノ指導者ヲ養成シ得ルノデアル」と述べていた³³⁾。そして波多野は、座談会のまとめにおいて、「熟練工教育養成機関ノ指導者ノ教育養成」のために3点を挙げ、その2点を「清家氏ノ東京府機械工養成所……ノ卒業生ヲ採用シ指導員トシテ働カセツツ之レニ必要ナ教育ヲ施ス、及び「上記東京府ノ養成所ノ如キ処ニ養成ヲ依頼スル」としていたのである³⁴⁾。これらのことは、少なくとも清家が、昭和13年以前から指導員養成の展望をもって機械工の養成を行っていたことを示していると言えよう。例えば、創立時にはプライス工科を除いて入所資格は高小卒であったが、翌年それを全科とも中学卒業生以上に切り替えた時、学科課程の中に「指導要項」なる科目を設けたこと³⁵⁾が、その具体策の一端だと考えることができる³⁶⁾。そして、機械工の「養成は当面の対策として泥縄式の議論が多い。私は何よりもこれ等に対する指導員の養成が急務ではないか」³⁷⁾とし、「工業の指導員を国として養成し又は一定のスケールを作って検定する方法のないのはまことに遺憾である。……国としてどうしても此機関を作らねばならない」³⁸⁾と述べていたのである。一方、日本工業協会も「熟練工養成ニ関スル意見書」を企画庁総裁、内務、商工、文部の各大臣に提出し、この中において指導員養成のために「東京府機械工養成所ヲナルベク早く改組シテ右指導者ノ養成機関トスル方針ヲ立テテ同所修業生ニ対シ相当期間ノ延長教育ヲ施シ、工学方面ノ学科ヲ修メシメ……コレヲ指導者トシテ新ラシク設ケラレル全国ノ熟練工養成所ニ配属スル」ように提言していた³⁹⁾。

商工省は、これらの意見を具体化するための「熟練工養成6ヶ年計画」(実質は5ヶ年半)を特別議会提案のために作成したのであった。この計

画によると、国營養成所は7ヶ所又は5ヶ所で、総数2千名乃至3千名の養成を目標とし、予算1,100万円を予定したのであった。この計画では、入所資格を中学卒業以上の者は半ヶ年教育としていた⁴⁰⁾。このような指導員養成機関の国費設置は、企画庁にも受け入れられていた。小金義照によれば、「政府ノ施設トユウモノハ寧ロ役付職工トユウヨウナモノヲ養成スベキデアル、……ソウシタ方が能率的デアル……商工省ノ国立職工養成所案ノ3分ノ1位ハコノ方面カ占メ」たいとしていた⁴¹⁾。企画庁は、そのような商工省の計画の他、各省庁より出された計画を調整し、「技術者及熟練工養成方策要綱」を昭和12年7月12日にまとめたのである。この要綱では指導員の養成に関して次のように提起されている⁴²⁾。「国立ノ熟練工養成機関（相当ノ素養アルモノニ付修業年限1年及1年半）に应急策トシテ差当リ少クトモ3ヶ所以上ニ之ヲ設クルコトトスルモ（商工省工務局案）将来恒久的対策トシテ鉱山現場係員養成機関（商工省鉱山局案）ト共に更ニ充分に考究スルコト、各養成施設ニ於ケル指導者ノ養成ハ本機関ニ於テ特ニ考究スルコト」。このような企画庁の要綱を下敷きとして、7月16日の閣議は「技術者及熟練工養成方策ニ関スル件」を決定したのである。この閣議決定の第1項は次のようになっている⁴³⁾。「経営規模大ナルモノニ対シテハ養成自給ヲ勘奨督励スルコトトシ政府ハ差当リ自ラ養成スルノ能力乏シト認メラルル中小規模ノモノニ補給スル主旨ヲ以テ主要工鉱業地帯ニ官公立又ハ組合立ノ速成養成施設ヲ行ハシムルコト」。ここでは指導員養成の文言はないが、前文において「恒久対策ハ総合的産業計画ノ樹立ト相俟テ別途之ガ成案ヲ得ルコト」とし、先の企画庁要綱の指導員養成の方針を追認していたのである。かかる経過に依拠し、商工省は、東京、大阪、名古屋の3ヶ所において、1ヶ年1千名を養成する計画で、国營養成所設置費350万円を大蔵省に要求したのであった⁴⁴⁾。この計画は曲折を経て、小金によれば次のように決定した⁴⁵⁾。

1. 機械工養成計画 77万円
 (ア) 国營養成所ヲ明年3月末日マデニ東

京、大阪、名古屋ノ3ヶ所ニ建設スルコト（別ニ建造費47万円大蔵省所管）
 (イ) 国營養成所ニ於テハ1ヶ年普通機械工750人、役付工300人ヲ養成ス。普通機械工ワ中等学校卒業者ヲ基準トスルコト。養成機関普通1ヶ年、役付工6ヶ月ノ予定。

上記計画に基づく3ヶ所の国立養成所の設置が、4月1日に告示され（商工省告示第92号）、各養成所毎の定員は次表のように定められた⁴⁶⁾のである。

配 置	1年間の養成員数	
	機 械 工	役付機械工たるべき者
京浜地方（東京府）	300人	120人
阪神地方（大阪府）	300	120
東海地方（愛知県）	150	60
合 計	750	300

そして、これらの機械工養成に関する養成規程は、同日次のように定められた⁴⁷⁾。

機械工養成所規程（商工省令第13号）（抄）

- 第1条 機械工養成所ハ機械工作ニ関スル技能ヲ授ケ兼テ精神ノ鍛錬ニ努ム
 第2条 機械工養成所ニ本科及専攻科ヲ置ク
 本科及専攻科ノ学科ヲ分ケテ製図科、旋盤科、仕上科、フライス盤科、熔接科、鍛工科、木型科及鑄工科トス
 第3条 本科ニ於テハ一般機械工タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム
 専攻科ニ於テハ役付工又ハ実技指導者タルニ必要ナル技能ヲ習得セシム
 第4条 機械工養成所ニ入所スル者ハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
 1 本科ニ在リテハ17才以上25才以下ノ男子ニシテ中学校若ハ甲種実業学校ヲ卒業シタル者又は機械工養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ学カヲ有スト認ムル者

戦前における職業訓練指導員の養成について

2 専攻科に在リテハ機械工養成所本科ヲ卒業シタル者又ハ機械工養成所長ニ於テ之ト同等以上ノ学習技能ヲ有スト認ムル者

第5条 本科ノ修業期間ハ1年、専攻科ノ修業期間ハ六月トス但シ機械工養成所長ハ成績ニ依リ修業期間ヲ伸縮スルコトヲ得修業期間ハ之ヲ本科ニ在リテハ4期、専攻科ニ在リテハ2期ニ分チ3月ヲ以テ1期トス

第7条 専攻科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ

第1期

授業科目	全授業時間数
修 養	18
労 務 管 理	20
工 場 会 計	10
教育学大要	10
製 図 論	25
機 械 工 学	30
精 密 工 作	25
精密測定法	25
工 場 法 規	10
工場危害防止	10
実 技 練 習	417
体 操	18
特 別 講 義	30

第2期

授業科目	全授業時間数
修 養	18
実 技 練 習	306
実地指導練習	306
体 操	18

第8条 本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ機械工養成所長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京府機械工養成所ニ在所スル生徒ハ之ヲ東京機械工養成所ノ生徒トシ其ノ授業科目及授業時間数並ニ修業期間に關シテハ東京機械工養成所長之ヲ定ム

こうしてみると筆者のいう専門職的指導員の養成は、機械工養成所の専攻科に制度化されていたと言ふことができる。その養成は、機械工養成の本科よりも「上級」に位置づいていた。このことは、専門職的指導員が文言上では実技指導者であるが、修了者は単なる実技の指導員に甘んじぬ素養を修得していたと言えるのではなからうか。即ち、中等学校卒業者の「学問上の知識」の上に、機械工としての「実際の技術を習熟」させ⁴⁸⁾、それらの上に「指導員」としての教育を施しているからである。その指導学科は、座学では「教育学大要」のわずか10時間であるが、「実地指導練習」なる科目を設定していること、その時間配当は専攻科の2割強を占めていること等、先の幹部機械工養成所との大きな差異と言えよう。このように、専門職的指導員養成の体制は整備され始めたのである。

この機械工養成所は、昭和16年5月に「機械技術員養成所」と所名変更を行い（勅令第604号）、同時に養成規程も改正をみている（商工省令第52号）。この中で、従来の専攻科を「高等科」と改め、そのカリキュラムを次のように改正した（第7条）。

前 期

授業科目	授 業 時間数
修 養	18
数 学	50
機 械 工 学	50
精 密 工 作 及 精 密 測 定 法	50
製 図 論	25
労務管理、工場会計及工場法規	40
教育学大要及心理学大意	25

実技練習及 実 験	360
体 操	30
合 計	648

後 期

授業科目	授 業 時間数
修 養	18
実技練習及 実 験	400
実地指導練習	200
体 操	30
合 計	648

上表のように、指導学科関係では座学で心理学が加わり時間数を増加させたが、実技指導練習で

は100時間余の減少をみている。この変化が何を意味するのか、今後の課題としたい。

以上のような専攻科及び高等科の教育を受けたと考えられる修了生が、各地の機械工養成所（あるいは機械工訓育所）や機械工補導所等に赴任していくのであるが、その実態について管見では明らかにし得ない⁴⁹⁾。わずかに、昭和16年に労働科学研究所が実施した調査が、「サメズ養成所卒」及び「商工省指導員養成所出身の青年」が各1名ずつ勤務していることを明らかにしている⁵⁰⁾。ところで淡路は、商工省の機械工養成所は、「之ヲ単ナル機械工養成機関タラシムルニ終ラズ、寧ロ職工養成指導員養成機関タラシメル方ガ、国家的ニ見テ有意義デハナイカ」としていた⁵¹⁾。また、細谷も同様な提言を後にしていた⁵²⁾。これらのことは、深刻な機械工の不足のために、本科修了後、専攻科等へ進級するものが少く、本科修了後は直に就職する者が多かったことを窺わせるのである⁵³⁾。戦前の、専門職的指導員の養成は、より短期的な解決策である機械工の養成が重視されるという時代状況の下で、体制を整備するのみに終わったと言えるのかも知れない。

4. 二種の指導員養成とその意義

以上に見たように、戦前における職業訓練指導

類型	職長的指導員の養成	専門職的指導員の養成
施設名	幹部機械工養成所	機械工養成所＝専攻科
設置主体	道府県（厚生省所管）	国（商工省所管）
設置場所	東京、大阪、愛知、福岡、神奈川、兵庫、広島、北海道、?	東京、大阪、愛知
養成目的	中小企業の技能者養成担当指導員	中小企業のための機械工養成担当の指導員
入所資格	5年以上の経験工、21歳以上の男子	本科卒業生（本科入所資格：17～25歳の中等学校卒業以上）
雇用関係	有（工場主の推薦者）	無
訓練期間	6ヶ月	6ヶ月（本科：1年）
訓練時間	600（パートタイム制）	1296（本科：2592）
指導学科	技術指導法25時間	教育学大要10時間 実地指導練習306時間
修了後の資格	幹部職工または技能者養成指導員	役付工または実技指導者

員の養成は、幹部機械工養成所における職長的指導員の養成と、（官立）機械工養成所における専門職的指導員の養成との二種の方式があったのである。それらの養成方法を整理すると上表のようになる。

上表のように、二種の指導員養成方式の両者ともが、直接・間接的に中小企業対策にあったことは極めて興味深い。一方、両者の大きな相異は入所資格であり、この入所資格の差が、両者の養成方式における内容・方法の差異を決定づけた主要な要因と言えよう。では、このような養成方法に差異をもたらしたと考えられる、両者の指導員養成論を以下概略してみたい。

まず、職長的指導員の養成は、昭和3年の商工審議会答申における「職工に対しては、必要なる学問上の教育を施す」ことを制度化したものと見えよう。この制度化の重要性は、産業合理化が進行する中で次第に個別企業に認識され、職長の新たな任務としての指導責務として体系化されてきたのであった⁵⁴⁾。このような新たな職長から分化発展した職長的指導員の養成は、昭和14年の工場事業場技能者養成令により、その緊要性を中小企業にも与えたのであった。日本工業協会は、その事態に対し、「中堅工ノ中デ特ニ優秀ナモノヲ指導工トシテ選ンデ、前記素人工ノ指導ニ当ラスコトモ出来ル」と示唆していたのである。この示唆は、府県あるいは企業の研究報告において妥当なものとして評価され、その実施例も多く報告されている。しかし、多くの中小企業では、指導員養成を自前で実施することは極めて困難であった。そのため、「実地指導員ノ国立養成機関ヲ設立シ各工場ヨリ指導ニ当ルベキモノノ3、4ヶ月乃至半ケ年再教育ヲナス」ように期待したのである⁵⁵⁾。このように職長的指導員の養成は、主として中小企業のための、中堅工の指導員再教育として行われたのであった。一方、専門職的指導員の養成は、工場における徒弟訓練の親方、及び学校における教師の両者を批判する立場であった。清家は言う。「作業を分解しこれを系統立てて教へてもらへれば僅々数時間で済む事をただ見て覚えるに任されて居る結果頗る不自然な」訓練であり、親方が指導者として機能していないこと、また学校の

教師は「メスの取れぬ外科医が手術を教へねばならぬ現状である」と⁵⁶⁾。即ち、工業教育の指導者は「机上の空論や、学者的理屈ではだめである。職工を知り、機械を知り、工場経営の衝にあたり、且青年の心を握んだ人」でなければならぬとしたのである⁵⁷⁾。そのような指導員により、「今や各所に出来んとしつゝある養成機関は養成」されねばならないとした⁵⁸⁾のであった。この清家の立場は、昭和3年の商工審議会答申における「工業技術員の養成」に通じるのであるが、その具体的養成方法として、学校出身者に「単能的熟練」を附与することに終り、職長的指導員の養成とは一線を画する養成方法であったと言えよう。

このように、戦前における二種の指導員養成は、各々独自の養成論と養成目的を持っていたのである。そして、これらは、今日の指導員養成の先駆的な実践であったのである。特にこの二種の方式は、単に指導員の検定制度ではなく、不充分とは言え両者とも養成制度を確立したこと、このことにより指導員としての「公証」(折紙)制度を確立したこと、この二点において、指導員養成史上高く評価されねばならぬであろう⁵⁹⁾。ただ、その養成は先駆的な実践であった故に、いくつかの問題も内在していたのである。第1は、指導員養成制度と技能者養成制度との関連が制度上(法令上)明確化されなかったこと、第2は、「職業訓練指導員とは」という問への追究がなされなかったことである。敷衍すれば、前者では幹部機械工養成所の修了者が、工場事業場技能者養成令における指導員の任用資格とはならなかったし⁶⁰⁾、また、(官立)機械工養成所の修了者が、「機械工養成所規程」(昭和17年4月商工省令第37号)⁶¹⁾における指導員として同様に明記されなかったのであった。また、後者では、本稿で整理したように、二種の指導員養成方式がありながら、両者の関連については、当時ほとんど問題にされなかったのである。この点はまず、戦前の指導員養成制度は明白に二種の制度があるのであるが、それらの制度で養成された指導員の資格制度には差異があるのか否かという問題、及び、何故に二種の養成制度を必要としたかという問題が残るのである。

職長的指導員は、養成工→職工→熟練工→指導

員という過程を経て養成され、この指導員が養成工を指導する。従ってこの指導員養成制度は「内的養成」と呼ぶことができる。企業にとっては、このような制度による指導員が養成しやすいはずであるが、しかし、この制度が可能なのは限られた企業になるであろう。例えば、熟練工を指導員に養成する施設である幹部機械工養成所が設立されても、①ここへの派遣が物理的あるいは生産体制的に困難か、又は派遣は可能であっても、②指導員の量的確保が困難、③指導体制の質的向上への期待等の理由により、企業の外部より指導員を受け入れざるを得ない企業があったと考えられる。このために、専門職的指導員養成制度としての(官立)機械工養成所が活用されたのであり、従ってこの制度は「外的養成」制度と呼ぶことができる。(当然ながら公共職業訓練施設は、この外的養成制度に頼らざるを得ない。)しかし、この外的養成制度による指導員は、内的養成によるそれと比べ、前述の資格問題と並び、同質なのか否か、あるいは等価なのかどうか、ということは残された疑問となるのである。

これらのことは、戦前における指導員養成の関係者が、「専門職」としての職業訓練指導員の養成を確立するための課題であったと言えよう。しかし、そのことを為し得なかったのは、当時の技能者養成が、より重要な国策として時代の本流であったため、指導員養成が十分に考究されなかったものと考えられる。いずれにしろ、「専門職」としての職業訓練指導員の養成は、戦後の職業訓練大学校に課せられたのであった⁶²⁾。

ところで、今日の「職業訓練法」は、一見、戦前の指導員養成における制度上の問題を解決しているかのように見えるが、しかし、「専門職」としての職業訓練指導員は如何にあるべきかという課題は、今なお問われていると言えよう⁶³⁾。職業訓練大学校の前身である「中央職業訓練所が前例のないものである」と有馬氏が述べていた⁶⁴⁾ことの、「前例のない」とは、そのような意味に解すべきなのではなからうか。

最後になったが、本研究を進めるに当り、草部武二、小林正夫、鈴木正一、福永大郎、藤本喜八、

安田辰馬の各氏に貴重な資料の提供とご教示をいただいた。また、労働省及び通産省図書館、労働科学研究所図書館、北海道総合経済研究所図書室等には文献の復写につきご便宜をいただいた。ここに記して謝意を表したい。また、本稿をまとめるに当り、石川俊雄研究主幹にご助言いただいたことに対し、お礼申し上げたい。なお、本研究は、佐々木輝雄氏と進めている「職業訓練史研究」の一環であることを附記しておく。

注

* 昭和55年11月18日、第18回学内研究発表会で発表。

- 1) 例えば、山崎昌甫「技術教育」、海後・広岡編『近代教育史(Ⅲ)』、誠文堂新光社、昭和31年5月、渋谷直蔵『職業訓練法の解説』労働法令協会、昭和33年7月、原正敏「戦時体制の進行と工業教育」、国立教育研究所編『日本近代教育百年史(第10巻)』、文唱堂、1973年、日本産業訓練協会編『産業訓練百年史』、日産訓、昭和46年6月、隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史《下》』、日本労働協会、昭和46年7月等がある。
- 2) この二つの施設設立以前における「実技指導者」の養成機関としては、明治7年創立の東京開成学校附設製作学教場、明治14年創立の職工学校、明治38年創立の職工学校附設適材教育部があるが、今日の職業訓練指導員養成との連続性は薄い。詳しくは、文部省編『実業教育50年史』、昭和9年10月、pp.162-173及びpp.473-475を参照されたい。
- 3) 『法令全書』。以下、特に注記しない法令は『法令全書』による。
- 4), 8) 商工行政史刊行会『商工行政史』(中巻)、昭和30年10月、pp.330-334、pp.192-198。
- 5) 通商産業省編『商工政策史』第4巻、昭和36年3月、p.325。
- 6) このことは、当時職長養成を行っていた数社のカリキュラムを見ても明らかである。協調会『本邦工場鉦山職長制度概要』、昭和4年9月、pp.80-135。
- 7) 但し、商工省の設立当初から、「工業能率=関スル事項」が、工務局工業課の分掌事項として定められていた。通商産業省『商工政策史』第3巻、昭和37年3月、p.185。
- 9) 臨時産業合理局生産管理委員会『見習工教育の改善』、日本工業協会、昭和6年5月、pp.1-6。なお、同書pp.9-21には、政府発行の職業訓練用教

科書としては始めて、鉄道省工作局編の「見習工教科書」の『段冶』作業の一部を見本として紹介している。このことは、それまでの職長にない、新たな職長の「責務」を具体的に求める手引書として、重要な画期を示していると言えよう。

- 10) 同上『作業研究』、日本工業協会、昭和11年2月、p.15。なお、職長が行うべき部下の指導訓練についてはそれまでにもかなり研究されていた。例えば花水は、「作業ノ指導トハ作業目的ヲ完全ニ達シ得ル如ク作業手ヲ誘導スルコト……作業方法ヲ實際ニ教ユル」こととし、「作業方法」として(1)作業順序、(2)作業上ノ「コツ」、(3)作業上ノ注意点、(4)工具ノ機能及使用法の4点を挙げ、これらを十分に分析・研究する重要性を強調している。花水猛「職長ノ作業指導性」、『産業能率』第1巻第12号、昭和3年、pp.811-826。
- 11) 協調会『職長及職長指導者の教育』、昭和7年8月、p.15。なお、本書は大内経雄の執筆による。
- 12) 「教育施設を特設していない事業所」の職長は、「数学の知識その他の一般常識をも教へる必要がある」とされていた。同上書、p.109。
- 13) 例えば、昭和7年8月の社会局労働部調査では、2,267事業所の内、職長養成を実施していた事業所はわずか30ヶ所であり、この内23ヶ所は官設工場であった。同上『工場鉦山の福利施設調査 第1教育修養施設』、昭和8年7月(統計編 pp.4-47)。なお、日本工業協会理事の三村は、昭和10年代の「日本ノ産業界が非常ナル勢ヲモツテ……生産ヲ致シテ居ルト云ウコトハ、……大正10年前後ノ起点ト致シマシテ起リマシタル日本ノ能率増進運動合理化運動……ノ蓄積サレタ結果デアル」としていた。三村起一「日本工業協会ノ創立ヲ回顧シテ」、『工業ト経済』第77号、昭和14年5月、p.5。
- 14) 「熟練工論争」のジャーナリズムにおける論争は、『科学主義工業』誌上にて、昭和14年5月号より「多能工か・単能工か」として始まった。
- 15) この意味では、両養成論者ともが「所謂指導者養成の問題の看過又は過少評価」をしているとした木内の批判は、当を得ていないと言える。木内誉治「日本に於ける技術水準と技術教育=技能者養成(三)」、『教育』、第8巻第5号、昭和15年5月、p.27。
- 16) これは敗戦時に全国で9ヶ所あったと言う。労働省職業安定局『職業補導提要』(上巻)、昭和27年

- 9月, p.5。この内筆者が確認した施設は, 東京(昭和15年2月), 福岡(同), 愛知(同), 神奈川(昭和16年10月), 北海道(昭和18年2月)である。その他『日本社会事業年鑑』昭和17年度版 p.274によれば, 大阪(昭和15年), 兵庫(昭和16年), 広島(同)に設置されたことになっている。
- 17) 平松秀三「技能者養成に就て」, 『職業指導』第13巻第1号, 昭和15年, pp.18-19。なお, 『工業と経済』第86号, 昭和15年2月にも同名の論文があるが, これは若干簡略化されている。
- 18) 川西実三「式辞」, 東京府幹部機械工養成所『東京府幹部機械工養成所概要』, 昭和16年4月, p.35。
- 19) 「設立主旨」, 同上書, p.1。
- 20), 25), 27), 29) 同上書, pp.2-9, 42-52, 16-18, 26。
- 21), 23) 北古賀英雄「所長経過報告」, 同上書 p.36, 37。
- 22) 「東京府幹部機械工養成所設置規程」, 東京府告示第131号, 昭和15年2月13日, 『警視庁東京府公報』。以下, 東京府令は同公報によるが略す。
- 24) 『指示事項』, 昭和15年7月(日欠), p.20。
- 26) 「東京府幹部機械工養成所養成規程」, 東京府告示第132号。但し, 当初は旋盤科, 仕上科, フライス盤科, 研磨盤科の4科が開設され, 昭和17年5月に定員が昼夜各65名に増大されると共に, 鑄造科, 熱処理科及び溶接科が増設された(東京府告示第526号)。なお, 昭和18年度には上記の他に製図科が加わり, 定員, 昼夜計120名に対し, 応募数220, 修了数158名を数えている。警視庁『勤労行政概況(その三)』, 昭和19年7月, 『日本労働運動史料』第9巻, 1965年, p.531所収。
- 28) 東京府幹部機械工養成所創設に奔走した, 小林正夫氏の聞きとりによる。
- 30) 『福岡県幹部機械工養成所概要』, 昭和16年8月, pp.12-13。
- 31) 東京府機械工養成所の設立経過については, 佐々木輝雄・田中「公共職業訓練の成立過程に関する研究(第1部・第2部)」, 『職業訓練研究』第4巻, 1980年を参照されたい。
- 32), 37), 57), 58) 清家正「機械工養成の対策」, 『機械学会誌』第40巻第244号, 昭和12年8月, p.3, 1, 3, 3。
- 33) 『産業能率』第10巻第7号, 昭和12年, p.501。
- 34), 41), 45) 「熟練工養成問題座談会」, 『産業能率』第10巻第11号, 昭和12年, p.846, 817, 812。
- 35) 東京府告示第231号, 昭和11年4月1日。但し, これは, 図工科を除く旋盤, 仕上, フライス, 電

気溶接工科の4科に対しての科目で, 前期, 後期の各36時間であった。

- 36) 当時東京府機械工養成所は6ヶ月の訓練であったが, 3ヶ月毎の“随時入所制”をとっていたので常に2コースの生徒が在籍していた。福永氏によると, 個人指導を要する作業はその“先輩”が, “後輩”に指導し, 先輩は「助教」的役割を果たしていたという。
- 38) 清家正「機械工養成当面の問題」, 『産業と教育』, 昭和12年6月, p.63。
- 39) 日本工業協会「熟練工養成ニ関スル意見書」, 『工業と経済』第56号, 昭和12年8月, p.3。
- 40) 『東京朝日新聞』, 昭和12年6月29日。
- 42) 『公文類聚』, 昭和12年, 国立公文書館所蔵。
- 43) 同上。なお全文は, 佐々木輝雄・田中『職業訓練関係資料集(I)大正6年~昭和12年』, 職業訓練研究センター調査研究資料第30号, pp.142-143に収録している。
- 44) 『東京朝日新聞』, 昭和12年7月24日。同報道によれば, その他全国20ヶ所の道府県及び民間養成所で1ヶ年1千名を養成するための施設々置補助費約百万円, 鉱山技術員に約150万円, 合計約500万円を要求した。しかし, 主計局は以上の計画に対し, 合計11万円の査定をしたため, 商工省は再度合計1千万円の追加予算の要求をしたという。
- 46) 商工行政調査会『商工省要覧』, 商工行政社, 昭和14年11月, p.417。
- 47) 『官報』, 昭和13年4月1日。商工省令第13号。なお, 本科に関する規程は次の通り。

第6条 本科ノ授業科目及授業時間数左ノ如シ
第1期

授業科目	授業時間数		
	第1月	第2月	第3月
修 養	6	6	6
応 用 力 学	16		
材 料 強 弱 学		16	
機 械 設 計			16
工 業 材 料	25		
製 図	115	117	120
工 作 法		25	
工 作 機 械			25
工 業 数 学	15	15	12

機械通論	7		
電気通論	7		
原動機大意		12	12
工場要領	4		
工場管理			4
工場危害防止		4	
体操	6	6	6
特別講義	15	15	15

備考 授業科目及授業時間数ハ時宜ニ依リ之ヲ変更スルコトアルベシ

第2期

1 授業科目

学 科	授 業 科 目		
	第1月	第2月	第3月
製 図 科	機 械 工 作 一 般	機 械 工 作 一 般	製 図
旋 盤 科	火 作	仕 上	旋 盤
仕 上 科	旋 盤	火 作	仕 上
フライス盤科	仕 上	旋 盤	火 造
熔 接 科	仕 上	火 作	熔 接
鍛 工 科	金相学及熱処理	仕 上	火 作
木 型 科	現 図	鑄 造	木 型
鑄 工 科	金相学及熱処理	木 型	鑄 造

右ノ外各学科共毎月修養及体操ヲ課ス

2 授業時間数

修養及体操ニ在リテハ毎月各6時間、其ノ他ノ授業科目ニ在リテハ毎月各204時間トス

第3期

授業科目	毎月授業時間数
修 養	6
基本実習	204
体 操	6

第4期

授業科目	毎月授業時間数
修 養	6
総合実習	204
体 操	6

48) その熟練度は、6ヶ月の教育訓練で次のような製品を作成し得るものであった。「東京府機械工養成所見學記」、『職業研究』第16号、昭和11年12月、p. 52。

修了月	製 作 品	台 数
1 月末	減 速 機	4 台
	バラバラ旋盤	5 台
4 月末	米 式 旋 盤	7 台
7 月末	英 式 旋 盤	10 台
10 月末	英 式 旋 盤	10 台
	ボ ー ル 盤	6 台
	型 別	2 台

- 49), 53) 鮫洲工友会『会員名簿』、昭和32年度によれば、東京機械工養成所等の卒業生は、昭和21年3月までで1,265名を数えているが、「専攻科」等の区別が明確でなく、「委託高等科生」として、昭和18年4月～19年1月の卒業生の中に37名含まれているに過ぎない。この他、東京府機械工養成所の卒業生が880名いる。なお、上記合計2,145名中、戦後の勤務先が明確になっている者264名、この内工業高校以上の教育機関に勤務している者43名、職業補導所に勤務している者4名（他に「公共職業安定所」3名）がいる。また、福永氏によると、東京府機械工養成所では毎回、卒業生の内の数名が同所の教官として残り、大阪及び名古屋の官立機械工養成所にも多数が転任したという。
- 50) 労働科学研究所『転業者及其輔導に関する調査』、昭和17年3月、p. 37, 45。なお、昭和15年2月に日本工業協会が実施した「技能者養成方法研究会」の「実習指導員ノ選択養成及ビ待遇」部会報告（中川直亮）では、「商工省ノ機械工養成所……ナドノ卒業生ヲ採用スルコトモ結構」としていたので、民間企業の指導員になった例も多いと考えられる。『工業ト経済』第87号、昭和15年3月、p. 37。
- 51) 淡路円治郎「我国ニ於ケル職工養成施設ノ現情」、『工業ト経済』第86号、昭和15年2月、p. 8。なお、本論文は『職工養成』、千倉書房、昭和15年8月pp. 30～62に再掲されているが、文章表現を多少異にしている。
- 52) 細谷俊夫『技術教育』、育英出版、昭和19年9月、p. 392。
- 54) 大内経雄『職長養成』、東洋書館、昭和17年10月、pp. 217-234では、「第1に、最初に誤ったことを

- 教へない」、「第2に、職長自身がたえず勉強しなければならぬ」、「第3に一時に一事しか教へてはならない」、「第4に組織的に物を教へなくてはならない」の4点にまとめていた。
- 55) 日本工業協会『工場ニ於ケル中堅工ノ養成』、昭和14年10月、(課題説明第1ページ)、p.91。また、前掲「技能者養成方法研究会」「指導員部会」では、幹部機械工養成所の定員が「極く少イ」から、「モットモットコノ施設ヲ拡充サレマスコトヲ希望スルト同時ニ、関係ノアル各府県ニモ、コノ種ノ施設ヲ」増設するように提言していた。中川直亮、前掲書、p.38。なお、日本工業協会は、昭和12年11月に商工省工務局の依頼に基づき、「職工養成委員会」を設置していたが、この「地方委員会」の事業13項目の内、第8項目に「指導員ニ必要ナル能力及ビソノ養成方法ニ関スル審議」を掲げて検討を行ってきていた。「職工養成委員会ノ設置ニツイテ」、『工業ト経済』第61号、昭和13年1月、pp.60-61。
- 56) 清家正「機械工の養成について」、『機械学会誌』第39巻第234号、昭和11年10月、pp.552-553。又は、『産業と教育』第4巻第2号、昭和12年、p.87。
- 59) これらのことについては、中島太郎編著『教員養成の研究』、第一法規、昭和36年2月を参照した。
- 60) 昭和14年7月18日の通牒「工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件」(厚生省発職第57号)にて、「実習指導員ハ……役付工又ハ役付工候補者タルモノナルコト」と規定したが、本稿で解明した二種の指導員養成施設修了者については言及していない。『労働時報』、昭和14年9月、pp.3-5。
- 61) 公・私立の機械工養成所(訓育所を含む)への国庫補助の基準を示したもので、主にカリキュラムを規定している。指導員については、私立の機械工養成所では「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」(明治40年9月、文部省令第28号)に該当する者を充てることとしていた。この規程は、昭和17年11月改正され(商工省令第72号)、公立機械工養成所の指導員にも拡大されたが、官立機械工養成所修了者については言及していない。
- なお、機械工補導所の「指導員は少くとも中等学校以上の学識を有し、各専門の技術に関し相当の経験才能を有するものが之に当るよう」にしていた(『社会事業年鑑』昭和17年版、p.280)がしかし、機械工補導所の指導員への任用資格としては、官立機械工養成所修了者を同様に「機械工補導所補導要綱」(昭和15年7月、丙職発第59号通牒別紙)に明記していなかった。拙稿「機械工補導所の補導内容」、『職業訓練』第22巻第1号、昭和55年1月参照。
- 62) 戦前の2種の指導員養成施設の修了者が、そのまま戦後の技能者養成及び職業補導施設の指導員になれるという規定は現れなかった。但し、職業訓練法下による指導員として、「旧機械技術員養成所官制による機械技術員養成所において免許職種に関する課程を修了した者」は指導員になれるとしたが、「7年以上の実務の経験を有するもの」(昭和33年7月職業訓練法施行規則、(労働省令第7号第16条第16項)として、直接に訓練法下の指導員にはなれないとしていた。このことは、戦前の「専門職的指導員」(候補)が戦後の職業訓練指導員とは異質であることを示していると言える。
- 63) 例えば、養成方式と検定方式における指導員像の差異の有無、また養成方式の中でも長期訓練課程と短期訓練課程とのその関連について、常に話題となっている事等に見ることができる。
- 64) 有馬元治「中央職業訓練所設置の経緯について」、『所報』第1巻第1号、1962年4月、中央職業訓練所、p.23。
- (昭和55年10月6日受理)